



令和 7 年 9 月 26 日

報道機関 各位

鴨川市役所の平日の窓口の受付時間の変更について

令和 8 年 1 月 5 日から、市役所の平日の窓口受付時間を、午前 8 時 45 分～午後 4 時 30 分に変更します。

令和 8 年 1 月 5 日（月）から、市役所の平日の窓口受付時間が変わります。

これは、職員の働き方改革の推進を目的に、勤務時間の始まりと終わりに準備や片付けの時間を確保し、恒常的な時間外勤務の解消に取り組むものです。職員が働きやすい環境を整えることで業務上のミス防止を図るほか、更なる市民サービスの向上に努めます。

今後、来庁不要となるような各種オンラインサービスの拡充なども検討していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

変更前：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

変更後：午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで

【対象となる施設】

市役所本庁舎、ふれあいセンター、天津小湊支所（教育委員会含む）、各出張所（江見・吉尾・小湊）

※ 対象は、市の事務所（行政手続きの窓口）です。

※ 公民館や総合運動施設、図書館などの施設の利用時間に変更はありません。

別添 周知用ちらし「市役所の平日の窓口受付時間が変わります」

- * 注意 10 月 1 日に市ホームページに関連記事を掲載します。周知用ちらしにある QR コードは、9 月中は市ホームページにはつながりませんのでご注意ください。（ちらしは、10 月 1 日から一般配布します。）

問い合わせ

企画総務部 総務課

担当：課長補佐 田中

TEL：04-7093-7829

お知らせ

市役所の平日の窓口の受付時間が変わります

これまで	令和8年1月5日（月）から
8：30～17：15	<u>8：45～16：30</u>

◎対象施設

市役所本庁舎、ふれあいセンター、天津小湊支所（教育委員会含む）、各出張所（江見・吉尾・小湊）

◎対象外の施設（貸館施設、市役所本庁舎とは開庁時間が異なる施設）

公民館、総合運動施設、図書館、認定こども園、クリーンステーション鴨川など

◎次の業務は、それぞれ記載の時間で実施します。

- ・電話対応 8：30～17：15
- ・毎週火曜日の延長業務（祝日・振替休日を除く） 8：45～19：00
- ・閉庁日（土日祝日・振替休日・年末年始等）の日直業務 8：30～17：15

勤務時間のはじめと終わりに準備・片付けの時間を確保し、恒常的な時間外勤務を解消するなど、職員の働き方改革を推進するための取組です。

併せて業務ミス防止やサービス向上に努め、各種オンライン手続きの拡充なども検討していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

市ホームページからもご覧いただけます。



問合せ 鴨川市企画総務部 総務課 04-7093-7829